

# 人名漢字基準ずれてる？

法務省は二十五日、人名用漢字として「渾」の字を追加し、八百六十三字とする改正戸籍法施行規則を施行した。「渾」の字は「渾身」などとして日常生活でも使われ、当然の措置にも思えるが、ある親が子の出生届を出してから約一年、司法判断を経てようやく決まった。以前にも「巫」などの字で同様の経緯があった。名前に使える漢字は、なぜこれほど厳格に定められているのか。

(佐藤大)

## 「渾」新たに追加

戸籍法には「子の名に常用平易な文字を用いなければならない」との規定がある。命名に使える漢字の範囲は戸籍法施行規則で定められ、常用漢字(二千二百六十六字)と人名用漢字、平仮名と片仮名となっている。

法務省によると、昨年九月に関東地方で生まれた子どもの親が「渾」を使った名前を出生届を自治体に出したが、受理されなかった。親が家裁に不服申し立てし、家裁は今年一月、「常用平易な文字に当たる」と受理を命じた。自治

体側が東京高裁に即時抗告したが、高裁は五月、家裁の判断を維持し確定した。この種の争いの「源流」は終戦直後にさかのぼる。一九四八(昭和二十三)年に戸籍法が改正され、子どもの名前に「当用漢字」(千八百五十字)しか使えなくなつた。だが、それまで使えた文字で命名できなくなったことに、不満が噴出。そこで五一年、新たに「人名用漢字」(九十二字)が定められた。

その後、人名用漢字は徐々に増やされたが、追加されなかった漢字を巡り、親たちが司法で争う流れが定着。法制審議会の審議を経て、二〇〇四年九月に人名用漢字が一気に六百九十三字追加されたが、裁判にな

## 特報

るケースは後を絶たず、〇九年に「禱」「穹」、一五年に「巫」が認められた。逆に「玻」など認められなかった漢字もある。

法務省の担当者は「難しい漢字、あまり使われない漢字で命名されることによつて、子どもや関係者に不便が生じることを防ぐ、という目的から常用平易な文字を使うことになってい

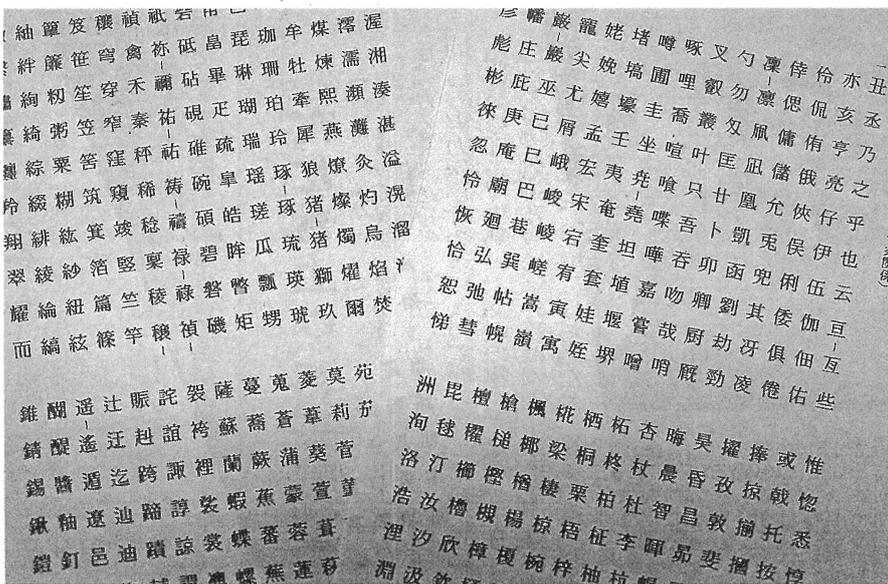
## 法務省「常用平易さ」識者「制限緩和を」

る」と話す。「常用平易」の範囲は社会の変化に合わせるケースは後を絶たず、〇九年に「禱」「穹」、一五年に「巫」が認められた。逆に「玻」など認められなかった漢字もある。

法務省の担当者は「難しい漢字、あまり使われない漢字で命名されることによつて、子どもや関係者に不便が生じることを防ぐ、という目的から常用平易な文字を使うことになってい

る」と話す。

三重県松阪市のIT会社社長斎藤直正さん(仮名)も一三年六月、次女が生まれた際、「巫女」から一字も取って「天巫」と名付けようとした。出生届を市役所に出したが、「巫」は人名に使用できないとして受理されな



法務省が公開している人名用漢字表の一部(「渾」が含まれる以前のもの)。難しい字もあるが...

かった。このため家裁に不服を申し立て、一四年夏にようやく認められた。

斎藤さんはこの経験を「親は良い名前を付けてあげようと漢字を選ぶもの。後から『この漢字は使えなかった』となるのは嫌だった。戸籍の名前欄を『未定』としている間、生活に不都合はなかったが、こんなに時間がかかるとは思わなかった」と振り返り、「『巫』は一般にもよく見る漢字なのに、司法に訴える前に諦めた人もたくさんいたはずだ。世間から見ると、基準がずれてきているのではないかと話す。

人名用漢字に詳しい京都大の安岡孝一教授(人文情報学)も基準を時代の変化に即応させるよう促す。「〇四年に人名用漢字が増やされた際、(パソコンなどの表示に用いる)JIS漢字の基本規格である(第二水準の漢字を最終段階で外したが、今から見れば、明らかに判断ミス。コンピュータがない時代につくられた制度だが、今や戸籍もすべてコンピュータ処理されている。時代が進んだのだから、制限は緩和すべきだ」